

株 主 各 位

東京都豊島区駒込三丁目23番1号
大日本コンサルタント株式会社
代表取締役社長 高 久 晃

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますの
で、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使
書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月17日（木曜日）の午後5時
30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月18日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都豊島区駒込三丁目23番1号
当社 本社9階会議室
3. 目的事項
報告事項 第53期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告、計
算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよ
うお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、修正後の事項を当社ウェ
ブサイト（<http://www.ne-con.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。また、会場内への危険
物等のお持ち込みはできません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景に、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社が属する建設コンサルタント業界では、防災・減災事業、老朽化したインフラ施設の対策事業等において、建設コンサルタントの果たすべき役割が大きくなってきております。

当社は、このような市場環境を踏まえ、保全エンジニアリング研究所の役割を拡大し、「保全エンジニアリング研究室」「特殊構造技術室」「新エネルギー事業室」「PM事業室」「川づくり研究室」の5室で構成したインフラ技術研究所を立ち上げ、新たな分野におけるブランド技術の開発と受注拡大を図ってまいりました。また、前事業年度からの繰越業務量が豊富に確保されていた状況から、受注業務の選択と集中を徹底するとともに、重点課題である「生産力の強化と品質の確保」「労働環境の改善（所定時間外就労の削減）」に努め、あわせて財務体質の改善強化に全力を挙げてまいりました。

以上のような事業経過のもと、当事業年度における業績は、受注高は133億5千3百万円（前事業年度比92.4%）、受注残高は80億2千1百万円（同97.0%）となりました。売上高は136億1百万円（同104.4%）、営業利益は8億2千7百万円（同99.2%）、経常利益は8億3千1百万円（同99.1%）、当期純利益は、退職給付信託設定益1億1千万円と投資有価証券売却益4千5百万円を特別利益として計上したものの、東京支社の移転に伴い遊休化した固定資産についての減損損失4億5千万円と事務所移転費用として4千5百万円を特別損失として計上した結果、2億6千万円（同71.3%）となりました。

部門別の状況を示すと次のとおりであります。なお、当社は単一の報告セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

〔構造保全部門〕

当部門の受注高は65億6千2百万円（前事業年度比93.6%）、受注残高は34億8千6百万円（同101.4%）、売上高は65億1千6百万円（同100.0%）となりました。主な受注業務として、東京都より等々力大橋（仮称）橋梁詳細設計業務、本州四国連絡高速道路管内における瀬戸大橋（吊橋）耐震性能照査業務があげられます。

〔社会創造部門〕

当部門の受注高は41億5千6百万円（前事業年度比92.3%）、受注残高は22億7千9百万円（同88.3%）、売上高は44億5千9百万円（同117.8%）となりました。主な受注業務として、岐阜県における道の駅防災機能強化型次世代エネルギー導入推進事業委託業務（南飛騨小坂はなもも）、群馬県下仁田町における人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務があげられます。

〔防災部門〕

当部門の受注高は16億5千5百万円（前事業年度比88.5%）、受注残高は9億9千3百万円（同85.7%）、売上高は18億2千1百万円（同105.2%）となりました。主な受注業務として、荒川上流河川事務所管内における荒川中流部築堤段階施工外検討業務、湯沢河川国道事務所管内における八幡平山系（秋田県側）大規模土砂災害危険度調査検討業務があげられます。

〔海外・施工管理部門〕

当部門の受注高は9億7千8百万円（前事業年度比92.4%）、受注残高は12億6千2百万円（同116.0%）、売上高は8億4百万円（同80.9%）となりました。主な受注業務として、国際協力機構（JICA）よりザンビア国における橋梁維持管理能力向上プロジェクト、西日本高速道路（NEXCO西日本）管内における阪和自動車道 和歌山管内土木工事施工管理業務があげられます。

部門別の状況

（単位：千円）

部 門	期首受注残高	当期受注高	当期売上高	期末受注残高
構 造 保 全	3,439,162	6,562,941	6,516,002	3,486,102
社 会 創 造	2,582,362	4,156,910	4,459,763	2,279,509
防 災	1,159,873	1,655,346	1,821,665	993,554
海 外 ・ 施 工 管 理	1,088,566	978,495	804,318	1,262,742
合 計	8,269,965	13,353,693	13,601,750	8,021,909

(2) 設備投資の状況

当事業年度におきましては、総額1億4百万円の設備投資を実施いたしました。その主たる内容は、建物設備の更新、コンピュータ機器及びソフトウェアの購入であります。なお、これらの所要資金は、自己資金により賄っております。また、上記金額には有形固定資産の資産除去債務対応分に係る増加額については含めておりません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、新たな資金調達は行っておりませんので、特記すべき事項はありません。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分		平成23年度 第50期	平成24年度 第51期	平成25年度 第52期	平成26年度 第53期 (当事業年度)
売 上 高	千円	10,380,600	12,280,871	13,028,002	13,601,750
経 常 利 益	千円	292,864	632,361	839,176	831,570
当 期 純 利 益	千円	33,012	252,652	366,069	260,832
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭	4.31	32.99	48.16	35.47
総 資 産	千円	7,927,249	9,402,294	10,419,748	9,700,568
純 資 産	千円	3,676,087	3,985,132	4,303,575	4,404,894
1 株 当 たり 純 資 産 額	円 銭	480.01	520.36	585.29	599.08

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、地震、津波及び豪雨等の自然災害の脅威から尊い生命を守り、安心・安全な国土の形成、既存ストックの有効活用、環境の保全と創出等、社会資本整備に対するニーズは増大しております。当社は、これらのニーズに的確かつ効率的に応え、経営理念としている「美しく魅力ある国土の建設と保全」と「安全で快適な住まい環境の創出」に貢献するとともに、会社の発展のため、第10次中期経営計画で掲げた「内部生産力及び外部生産力の強化」「確実な利益確保」「部門分野の自立と飛躍」を念頭に置き、当面の受注・生産・労務環境を踏まえ次の課題に取り組んでまいります。

- ① 市場環境の変化に対応できる力と体制を整える。
 - ・インフラ技術研究所の対応強化を図り、ブランド技術を確立する。
 - ・グローバル化への対応を加速し、自立できる業務運営体制を確立する。
- ② 会社の信頼性を更に高める。
 - ・グループ会社全体で生産体制を強化し、消化能力拡大と労働環境の改善を図る。
 - ・設計ミスを生まない仕組みの構築と運用を図る。
 - ・コンプライアンス経営の充実とガバナンス体制の強化を図る。
- ③ 社内インフラを改良・整備する。
 - ・老朽化したICTシステムの改築を図る。
 - ・効率的な作業環境設備を検討する。

(6) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社は、建設コンサルタント事業として、社会資本整備に関するコンサルタント業務のうち、調査・計画・設計・工事監理等の総合的な技術サービスの提供を行っております。なお、当社は単一の報告セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載すると次のとおりであります。

① 構造保全部門

橋梁や地下構造物等を中心とした新設構造物の計画・設計業務及び既存構造物の点検、補修・補強、修繕計画等の保全関連業務を行っております。

② 社会創造部門

道路計画・設計、交通計画、都市及び地方計画、環境調査・計画等に関する業務を行っております。

③ 防災部門

河川・砂防計画、地質調査、探査、港湾等の調査・計画・設計に関する業務を行っております。

④ 海外・施工管理部門

国外における道路及び橋梁建設プロジェクトの調査・計画・設計業務ならびに国内外における工事の実施に関する施工管理業務等を行っております。

(7) 主要な事業所（平成27年6月30日現在）

名	称	所	在	地
本	社	〒170-0003	東京都豊島区駒込三丁目23番1号	
東	支	〒343-0851	埼玉県越谷市七左町五丁目1番地	
東	支	〒980-0021	仙台市青葉区中央一丁目6番35号	
北	支	〒930-0175	富山県富山市願海寺633番地	
中	支	〒451-0044	名古屋市西区菊井二丁目19番11号	
大	支	〒541-0058	大阪市中央区南久宝寺町三丁目1番8号	
九	支	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東二丁目10番35号	
横	支	〒231-0013	横浜市中区住吉町二丁目24番地	
中	支	〒730-0855	広島市中区小網町1番16号	
四	支	〒760-0026	香川県高松市磨屋町3番1号	
盛	支	〒020-0022	岩手県盛岡市大通一丁目11番13号	
福	支	〒963-8014	福島県郡山市虎丸町21番10号	
宇	支	〒320-0026	栃木県宇都宮市馬場通り一丁目1番11号	
新	支	〒950-0088	新潟市中央区万代二丁目3番16号	
岡	支	〒700-0816	岡山市北区富田町一丁目8番8号	
沖	支	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地一丁目2番3号	

(注) 東京支社は、平成27年7月21日付けで埼玉県越谷市から同県さいたま市に移転し、名称も関東支社に変更しております。

(8) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
590名	18名増	44.8歳	16.2年

（注）使用人数は、正社員及び嘱託社員からなる就業人員（当社から社外への出向者を除く）の数であります。

(9) 主要な借入先（平成27年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	112,500千円
株式会社北陸銀行	112,500千円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

24,000,000株

(2) 発行済株式の総数

7,660,000株

(3) 株主数

6,279名（前事業年度末比2,647名増）

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大日本コンサルタント社員持株会	688千株	9.37%
大日本コンサルタント社友持株会	482	6.56
株式会社北陸銀行	325	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274	3.73
古河機械金属株式会社	190	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	181	2.47
川田テクノシステム株式会社	172	2.34
富士前鋼業株式会社	165	2.24
富士前商事株式会社	146	1.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	140	1.90

- (注) 1. 当社は、自己株式307千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、その内訳は、信託口137千株、退職給付信託口137千株であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高久晃	兼執行役員
専務取締役	土井朗	経営管理担当 兼 市場戦略担当 兼 事業開拓担当 兼 事業戦略担当（中日本地域）
常務取締役	新井伸博	技術統括担当 兼 情報セキュリティ責任者 兼 執行役員 技術統括部統括部長 兼 技術統括部構造保全事業統括 兼 復興防災推進部部長
取締役	古味敏行	事業戦略担当（西日本地域） 兼 執行役員 大阪支社支社長
取締役	楠本良徳	経営企画担当 兼 海外事業担当 兼 執行役員 経営統括部統括部長
取締役	中岡和伸	事業戦略担当（東日本地域） 執行役員 東京支社支社長
取締役	井藤晋介	業務管理担当 兼 内部統制担当 兼 執行役員 業務統括部統括部長 兼 業務統括部総務部部長
取締役	吉田勝	株式会社日刊スポーツ新聞社 監査役
常勤監査役	橋本豊	
監査役	前田與志猛	協立エンジ株式会社 監査役
監査役	鎌田廣司	日京テクノス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役吉田 勝氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外取締役(会社法第2条第15号)であります。
2. 取締役吉田 勝氏は、平成27年6月25日付でブルドックスソース株式会社の監査役を任期満了により退任しております。
3. 監査役前田與志猛氏及び鎌田廣司氏は、社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号)に該当する社外監査役(会社法第2条第16号)であります。
4. 監査役鎌田廣司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役吉田 勝氏及び監査役鎌田廣司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社で定める独立役員の「独立性判断基準」は42頁をご参照ください。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
川 神 雅 秀	平成26年9月19日	任期満了	代表取締役会長 兼 最高経営責任者
藤 田 隆	平成26年9月19日	任期満了	常務取締役 業務管理担当 兼 内部統制担当
古 田 寛 志	平成26年9月19日	辞任	常勤監査役
吉 田 勝	平成26年9月19日	辞任	非常勤監査役

(注) 吉田 勝氏は、平成26年9月19日開催の第52回定時株主総会終結の時を以て監査役を辞任し、新たに社外取締役役に就任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	77,184千円 (2,367千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	13,146千円 (2,508千円)
合計 (うち社外役員)	15名 (4名)	90,330千円 (4,875千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 平成25年9月20日開催第51回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額12,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)、平成6年9月28日開催第32回定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を月額2,500千円以内と決議いただいております。
 3. 上記のほか、当事業年度において使用人兼務取締役4名の使用人分給与を52,164千円支払っております。

② 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を定めており、定時株主総会の決議にて承認された限度額の範囲内で、内規に従い、その個々の具体的な金額を取締役については取締役会より一任された代表取締役が決定しております。監査役については監査役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役吉田 勝氏は、株式会社日刊スポーツ新聞社の監査役を兼任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役前田與志猛氏は、協立エンジ株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役鎌田廣司氏は、日京テクノス株式会社の監査役を兼任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	吉田 勝	当事業年度において、平成26年9月19日に監査役を退任するまでに開催された取締役会4回の内3回、監査役会3回全てに出席しました。また、平成26年9月19日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席しました。税理士としての専門的見地や豊富な経験を活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
監査役	前田 與志猛	当事業年度に開催された取締役会14回の内12回に出席し、また、監査役会13回の内11回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜発言を行いました。また、監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	鎌田 廣司	平成26年9月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び両社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、平成27年4月16日開催の取締役会にて内容を一部改定しております。改定後の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは電磁的媒体に記録、保存し、監査役等からの閲覧要請に常時備える。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規則に基づき、損失の危険に関して、その領域毎に担当部門が予防策及び発生時の対応策に関する手順書の作成や教育等を実施するとともに、組織横断的な監視ならびに全社的な対応は、経営統括部が行う体制を構築する。

また、新たに生じた損失の危険または重大な損失の危険が予見された場合は、取締役会において速やかに対応責任者とする取締役を定め、必要な対策を講じる。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な経営目標を定めてこの浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標ならびに効率的な達成方法を定める。

また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にその結果を検証し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、全社的な業務の効率化を実現するための体制を構築する。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業行動規則を取締役及び社員の法令及び定款遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範とする。

監査役は、法令遵守に関する重要な問題を認知した際は、速やかに代表取締役社長に対して勧告、助言を以て是正を求め、コンプライアンス委員会は、取締役会に対して当該事項に関する諸施策を提言する。また、当社は法令遵守に関する社内通報制度を設けるとともに、指導及び助言を受けられる社外弁護士を選任する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社から定期的に業務執行及び財務状況の報告を受ける体制を維持するとともに、子会社における内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制等について、必要な指導及び支援を実施する。また、子会社の自主性を尊重しつつ企業集団における経営効率の向上を図るため、子会社管理規定に基づいて、子会社を管理する体制とする。

当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を置くことを求めた場合、取締役または取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで補助使用人を指名する。

補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、監査役及び監査役会の事務局は、専任の補助使用人があたるものとする。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時担当する業務の執行状況を報告する。また、当社及び子会社の取締役及び社員は、当社及び子会社の業績に影響を及ぼす重要な事項を認知した際は、速やかに監査役に報告する。

当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を設定するとともに、監査役会が必要と認める際は、自らの判断で、弁護士、公認会計士及びその他外部機関を活用することができる。

当社は、監査役から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査役職務の執行に必要なでないと思われた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

監査室は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役社長に報告する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「企業行動規則」を行動規範とする。

市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営計画説明会を社員に向け実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、各統括部による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また年2回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等の実施状況を審議し、取締役会への提言を行っております。

事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告に記載されている金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,434,201	流動負債	4,449,167
現金及び預金	2,649,779	業務未払金	655,716
完成業務未収入金	915,390	1年内返済予定の長期借入金	100,000
たな卸資産	1,661,772	未払金	552,715
前払費用	87,529	未払費用	228,686
繰延税金資産	104,266	未払法人税等	218,676
その他	17,318	未払消費税等	451,328
貸倒引当金	△1,855	未成業務受入金	2,072,462
固定資産	4,266,367	預り金	148,872
有形固定資産	3,085,763	資産除去債務	8,009
建物	583,154	受注損失引当金	12,700
構築物	2,425	固定負債	846,507
車両運搬具	197	長期借入金	125,000
工具、器具及び備品	107,027	退職給付引当金	630,311
土地	2,392,958	資産除去債務	42,436
無形固定資産	153,720	その他	48,758
ソフトウェア	88,788	負債合計	5,295,674
ソフトウェア仮勘定	46,500	純資産の部	
電話加入権	18,431	株主資本	4,294,970
投資その他の資産	1,026,882	資本金	1,399,000
投資有価証券	297,492	資本剰余金	1,518,460
関係会社株式	20,000	資本準備金	518,460
関係会社出資金	37,238	その他資本剰余金	1,000,000
長期前払費用	3,026	利益剰余金	1,478,074
繰延税金資産	359,434	その他利益剰余金	1,478,074
その他	353,090	固定資産圧縮積立金	2,500
貸倒引当金	△43,398	別途積立金	700,000
資産合計	9,700,568	繰越利益剰余金	775,573
		自己株式	△100,564
		評価・換算差額等	109,923
		その他有価証券評価差額金	109,923
		純資産合計	4,404,894
		負債純資産合計	9,700,568

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 7月 1日)
(至 平成27年 6月 30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		13,601,750
売 上 原 価		9,909,116
売 上 総 利 益		3,692,633
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,864,697
営 業 利 益		827,935
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	267	
受 取 配 当 金	7,522	
雑 収 入	21,006	28,797
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,691	
雑 支 出	14,471	25,162
経 常 利 益		831,570
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45,360	
退 職 給 付 信 託 設 定 益	110,178	155,538
特 別 損 失		
減 損 損 失	450,621	
事 務 所 移 転 費 用	45,533	496,155
税 引 前 当 期 純 利 益		490,953
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	215,343	
法 人 税 等 調 整 額	14,777	230,120
当 期 純 利 益		260,832

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年7月1日
至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 資 本 剰 余 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	1,399,000	518,460	1,000,000	1,518,460	2,201	700,000	573,863	1,276,065
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△58,823	△58,823
当 期 純 利 益							260,832	260,832
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立					299		△299	-
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	299	-	201,710	202,009
当 期 末 残 高	1,399,000	518,460	1,000,000	1,518,460	2,500	700,000	775,573	1,478,074

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△100,515	4,093,009	210,565	210,565	4,303,575
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△58,823			△58,823
当 期 純 利 益		260,832			260,832
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立					-
自 己 株 式 の 取 得	△49	△49			△49
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△100,641	△100,641	△100,641
当 期 変 動 額 合 計	△49	201,960	△100,641	△100,641	101,319
当 期 末 残 高	△100,564	4,294,970	109,923	109,923	4,404,894

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職金の支給に備えるため設定しております。従業員部分については、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残業勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 簡便法の採用

執行役員の退職慰労金制度は、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 売上高の計上基準

完成基準によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を充たす場合には、当該処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

（金利関連）金利スワップ取引

ヘッジ対象

（金利関連）長期借入金

(3) ヘッジ方針

現在または将来において、相場変動等による損失の可能性がある資産・負債が存在する場合に限り、相場変動等によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は一切行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等（消費税及び地方消費税）の会計処理は税抜き方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の国債利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した優良社債を基礎とする単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

未成業務支出金	1,661,302千円
貯蔵品	469千円
計	<u>1,661,772千円</u>

2. 担保に供している資産に係る事項

(1)担保に供している資産

建物	331,254千円
土地	<u>2,039,592千円</u>
計	<u>2,370,846千円</u>

(2)担保に対応する債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	100,000千円
長期借入金	<u>125,000千円</u>
計	<u>225,000千円</u>

3. 有形固定資産の減価償却累計額

2,317,521千円

上記の減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額40,235千円が含まれております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,672千円
短期金銭債務	43,451千円

5. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	6,720千円
--------	---------

上記の取締役に対する金銭債務は、役員退職慰労金未支給額であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	318,917千円
(2) 営業取引以外の取引	4,943千円

2. 投資有価証券売却益

当事業年度に計上した投資有価証券売却益は、保有するその他有価証券を一部売却したことによるものであります。

3. 退職給付信託設定益

当事業年度に計上した退職給付信託設定益は、保有する投資有価証券を退職給付信託に抛出したことによるものであります。

4. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	減損損失(千円)
埼玉県越谷市	売却予定資産	土地	450,621

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

東京支社の移転決定により、これまで社屋の敷地として使用してまいりました既存の土地が売却予定となったため、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については原則として、支社を基準としてグルーピングを行っており、売却予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

土地については正味売却価額とし、不動産鑑定評価基準により算定しております。

5. 事務所移転費用

主要な事業拠点である東京支社の移転準備、引越作業に要する移転先社屋の営業開始前の期間に係る臨時的に発生した家賃等であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	7,660,000	—	—	7,660,000

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	307,124	119	—	307,243

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取119株によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年9月19日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 58,823千円
- ・ 1株当たり配当金額 8円
- ・ 基準日 平成26年6月30日
- ・ 効力発生日 平成26年9月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年9月18日開催の第53回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 66,174千円
- ・ 1株当たり配当金額 9円
- ・ 基準日 平成27年6月30日
- ・ 効力発生日 平成27年9月24日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払費用	76,897
未払事業税等	19,772
受注損失引当金	4,203
退職給付引当金	203,886
未払役員退職慰労金	2,170
退職給付信託設定額	52,430
貸倒引当金	14,632
投資有価証券評価損	25,113
減損損失	174,595
資産除去債務	16,358
その他	15,049
繰延税金資産小計	605,110
評価性引当額	△80,162
繰延税金資産合計	524,948
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△33,608
固定資産圧縮積立金	△1,193
有形固定資産（資産除去債務対応分）	△3,898
退職給付信託設定益	△22,547
繰延税金負債合計	△61,248
繰延税金資産の純額	463,700

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は40,148千円減少し、法人税等調整額が43,581千円、その他有価証券評価差額金が3,433千円、それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資について安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、運転資金を銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクならびに借入金金利変動リスクをリスクヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ管理基準に従い、必要に応じ先物為替予約を行う方針であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である業務未払金、未払金ならびに預り金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に事業を行うために必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理基準に従っております。またデリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,649,779	2,649,779	—
(2) 完成業務未収入金 貸倒引当金 ※1	915,390 △1,855		
	913,534	913,534	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	266,108	266,108	—
資産計	3,829,422	3,829,422	—
(1) 業務未払金	655,716	655,716	—
(2) 未払金	552,715	552,715	—
(3) 未払法人税等	218,676	218,676	—
(4) 未払消費税等	451,328	451,328	—
(5) 預り金	148,872	148,872	—
(6) 長期借入金 ※2. 3	225,000	225,487	487
負債計	2,252,309	2,252,796	487
デリバティブ取引 ※3	—	—	—

※1 完成業務未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金100,000千円を含んでおります。

※3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 業務未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。無利息の長期借入金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	112,500	62,500	※3

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券 (非上場株式) ※4	31,384
(2) 関係会社株式 ※5	20,000
(3) 関係会社出資金 ※5	37,238

※4 その他有価証券 (非上場株式) については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

※5 関係会社株式及び関係会社出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,647,354	—	—	—
完成業務未収入金	915,390	—	—	—
合計	3,562,745	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	100,000	100,000	25,000	—	—	—
合計	100,000	100,000	25,000	—	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

開示すべき該当事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

- ①建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく対応義務等
当社が所有する社屋の解体工事における分別解体や廃棄物の再資源化等への法的義務であります。
- ②不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務
当社が不動産賃貸借契約を締結している建物の契約解除後の原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

- ①建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく対応義務等
使用見込期間を、取得から50年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ②不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務
使用見込期間を、契約から7年と見積り、割引率は0.30%～0.70%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	50,056千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	390千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	50,446千円

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 599円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円47銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、平成27年3月12日開催の当社取締役会において、東京支社の社屋として使用しておりました固定資産の譲渡を決定し、譲渡が完了いたしました。その内容は以下のとおりであります。

(1) 譲渡の理由

東京支社の移転に伴い遊休化する固定資産について、経営資源の効率的な活用及び財務体質の強化を図るため、譲渡を決定いたしました。

(2) 譲渡資産の内容及び譲渡先の概要

東京支社の土地、建物及び構築物を譲渡しておりますが、譲渡先の今後の業務への影響や、譲渡先の意向を考慮し、公表を控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社の間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

(3) 譲渡の時期

平成27年7月31日に譲渡を完了しております。

(4) 譲渡価額

当該固定資産の譲渡価額は261百万円であります。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

大日本コンサルタント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田 淳 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本千鶴子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日本コンサルタント株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月18日

大日本コンサルタント株式会社 監査役会

常勤監査役 橋 本 豊 (印)

社外監査役 前 田 與志猛

社外監査役 鎌 田 廣 司 (印)

(注) 社外監査役前田與志猛は、病気療養中のため平成27年8月18日の監査役会を欠席いたしましたので本監査報告書に押印をいたしていません。なお、同監査役からは事前に監査報告を受理しており、その監査の方法及び内容とその結果は、上記記載と同一の趣旨であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を基本としております。第53期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに東京支社（現、関東支社）の移転ができましたことから記念配当の1円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円（普通配当8円・記念配当1円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は66,174,813円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時を以て任期満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) 取締役会出席状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">たか　く　あきら 高久　晃 (昭和29年7月2日生)</p>	<p>【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】</p> <p>昭和53年4月 当社入社</p> <p>平成16年7月 当社東北支社支社長</p> <p>平成17年5月 当社経営統括部経営企画室室長</p> <p>平成18年7月 当社経営統括部部长</p> <p>平成18年9月 当社取締役</p> <p>平成19年7月 当社経営統括部統括部長</p> <p>平成19年9月 当社経営企画担当 当社執行役員</p> <p>平成21年9月 当社業務管理担当 当社業務統括部統括部長</p> <p>平成22年10月 当社海外事業担当</p> <p>平成23年9月 当社常務取締役 当社技術総括担当 当社西日本経営総括担当（近畿、中国、四国、九州地域）</p> <p>平成24年9月 当社専務取締役</p> <p>平成25年1月 当社情報セキュリティ責任者</p> <p>平成25年9月 当社代表取締役社長（現任） 当社執行役員（現任）</p> <p>【取締役会出席状況（当事業年度）】 14回／14回（出席率100%）</p>	47,200株
<p>平成18年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て9年となります。また、平成25年9月より代表取締役社長を務めております。</p> <p>昭和53年の入社以来、長きにわたり海外事業に従事し、その後、経営企画担当、業務管理担当等を経て、現在は代表取締役社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き代表取締役社長の職責を担うべく、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) (重取取締役会出席状況)	所有する 当社の株式数
2	どいあきら 土井 朗 (昭和29年9月16日生)	【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】 昭和54年1月 当社入社 平成16年7月 当社北陸支社支社長 平成19年9月 当社執行役員 平成21年7月 当社経営統括部担当部長 平成21年9月 当社取締役 当社経営企画担当 当社経営統括部統括部長 平成24年9月 当社常務取締役 平成25年9月 当社市場戦略担当（現任） 当社事業開拓担当（現任） 平成26年7月 当社経営管理担当（現任） 平成26年9月 当社専務取締役（現任） 当社事業戦略担当（中日本地域）（現任） 【取締役会出席状況（当事業年度）】 13回／14回（出席率93%）	39,800株
<p>平成21年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て6年となります。</p> <p>昭和54年の入社以来、道路設計等の社会創造事業に従事し、その後、北陸支社支社長、経営企画担当等を経て、現在は専務取締役として経営管理担当、事業戦略担当（中日本地域）等を務めるなど、当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) (重役兼職出席状況)	所有する 当社の株式数
3	あらいのぶひろ 新井伸博 (昭和31年1月15日生)	【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】 昭和55年4月 当社入社 平成18年7月 当社構造事業部事業部長 平成19年9月 当社執行役員 平成21年9月 当社常務執行役員 当社技術統括部副統括部長 平成22年7月 当社東京支社副支社長 平成23年7月 当社東京支社支社長 平成23年9月 当社取締役 当社事業戦略担当（関東地域） 当社執行役員（現任） 平成25年7月 当社技術総括担当 当社技術統括部統括部長（現任） 当社技術統括部構造保全事業統括 当社復興防災推進部部長 平成25年9月 当社常務取締役（現任） 当社情報セキュリティ責任者（現任） 平成26年9月 当社技術統括担当（現任） 【取締役会出席状況（当事業年度）】 14回／14回（出席率100%）	24,800株
<p>平成23年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て4年となります。</p> <p>昭和55年の入社以来、橋梁設計等の構造保全事業に従事し、その後、東京支社支社長、事業戦略担当（関東地域）等を経て、現在は常務取締役として技術統括担当を務めるなど、当社における豊富な業務経験と技術経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重取要な兼職の状況 取締役会出席状況)	所有する 当社の株式数
4	こみとしゆき 古味敏行 (昭和30年2月22日生)	<p>【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】</p> <p>昭和54年4月 当社入社 平成19年7月 当社中国支店支店長 平成20年7月 当社大阪支社副支社長 平成20年9月 当社執行役員 平成21年7月 当社大阪支社支社長（現任） 平成23年9月 当社常務執行役員 平成25年7月 当社専務執行役員 平成25年9月 当社取締役（現任） 当社事業戦略担当（西日本地域）（現任） 当社執行役員（現任）</p> <p>【取締役会出席状況（当事業年度）】 14回／14回（出席率100%）</p>	10,600株
<p>平成25年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て2年となります。</p> <p>昭和54年の入社以来、橋梁設計等の構造保全事業に従事し、その後、中国支店支店長、大阪支社支社長、事業戦略担当（西日本地域）を務めるなど、当社における豊富な業務経験と西日本エリアを中心とした地域経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
5	くすもとよしのり 楠本良徳 (昭和33年11月2日生)	<p>【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】</p> <p>昭和57年4月 当社入社 平成19年9月 当社執行役員 当社社会創造事業部事業部長 平成22年7月 当社東北支社支社長 平成24年9月 当社常務執行役員 平成25年7月 当社専務執行役員 平成25年9月 当社取締役（現任） 当社東日本震災復興担当 当社執行役員（現任） 平成26年7月 当社経営企画担当（現任） 当社経営統括部副統括部長 平成26年9月 当社海外事業担当（現任） 当社経営統括部統括部長（現任）</p> <p>【取締役会出席状況（当事業年度）】 14回／14回（出席率100%）</p>	13,800株
<p>平成25年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て2年となります。</p> <p>昭和57年の入社以来、道路設計等の社会創造事業に従事し、その後、東北支社支社長、東日本震災復興担当を経て、現在は経営企画担当、海外事業担当を務めるなど、当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重役兼職の状況) 取締役会出席状況	所有する 当社の株式数
6	なかおかかずのぶ 中岡和伸 (昭和33年4月30日生)	<p>【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】</p> <p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成22年7月 当社構造保全事業部事業部長</p> <p>平成22年9月 当社執行役員</p> <p>平成24年7月 当社復興防災推進部部长</p> <p>平成25年7月 当社専務執行役員</p> <p>当社東京支社支社長</p> <p>平成25年9月 当社取締役（現任）</p> <p>当社事業戦略担当（関東地域）</p> <p>当社執行役員（現任）</p> <p>平成26年7月 当社事業戦略担当（東日本地域）（現任）</p> <p>平成27年7月 当社関東支社支社長（現任）</p> <p>【取締役会出席状況（当事業年度）】</p> <p>14回／14回（出席率100%）</p>	13,400株
<p>平成25年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て2年となります。</p> <p>昭和57年の入社以来、構造物設計等の構造保全事業に従事し、その後、復興防災推進部部长、関東支社支社長（旧東京支社支社長）、事業戦略担当（東日本地域）を務めるなど、当社における豊富な業務経験と運営管理に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
7	いとうしんすけ 井藤晋介 (昭和29年8月31日生)	<p>【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】</p> <p>平成17年11月 川田工業株式会社橋梁営業海外営業部次長</p> <p>平成19年11月 当社入社、海外事業部次長</p> <p>平成21年12月 当社業務統括部総務部部长</p> <p>平成23年9月 当社執行役員</p> <p>平成25年9月 当社常務執行役員</p> <p>当社業務統括部統括部部长（現任）</p> <p>平成26年9月 当社取締役（現任）</p> <p>当社業務管理担当（現任）</p> <p>当社内部統制担当（現任）</p> <p>当社執行役員（現任）</p> <p>【取締役会出席状況（当事業年度）】</p> <p>10回／10回（出席率100%）</p> <p>(注)同氏は、平成26年9月19日開催の第52回定時株主総会終結の時を以て新たに取締役に就任したため、上記の取締役会の出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。</p>	10,700株
<p>平成26年9月に取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時を以て1年となります。</p> <p>橋梁メーカーで人事労務、海外営業等を経験し、平成19年に当社に入社以来、海外事業部次長、総務部部长を経て、現在は業務管理担当、内部統制担当等を務め、管理に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) 取締役会出席状況	所有する 当社の株式数
8	よしだ まさる 吉田 勝 (昭和21年3月1日生)	<p>【略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況】</p> <p>昭和39年4月 仙台国税局入局 平成13年7月 東京国税局調査第四部調査総括課長 平成14年7月 松戸税務署長 平成15年7月 大阪国税局調査第二部次長 平成16年7月 京橋税務署長 平成20年6月 ブルドックソース株式会社監査役 株式会社日刊スポーツ新聞社監査役（現任） 平成23年9月 当社監査役 平成26年9月 当社取締役（現任）</p> <p>【取締役会出席状況（当事業年度）】 10回／10回（出席率100%） (注)同氏は、平成26年9月19日開催の第52回定時株主総会終結の時を以て新たに取締役に就任したため、上記の取締役会の出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。</p>	1,400株
<p>平成26年9月に社外取締役に選任いただき、在任期間は本総会終結の時をもって1年（社外取締役就任前に社外監査役として3年）となります。</p> <p>直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国税局での要職を歴任し、税理士としての専門的見地や豊富な経験から、現在は社外取締役として業務執行に対する監督等、職務を適切に遂行していただいていると判断しております。また、その専門的知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田 勝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は吉田 勝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」は42頁をご参照ください。
4. 吉田 勝氏が原案どおり選任された場合は、定款第32条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役前田與志猛氏は、本総会終結の時を以て辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された監査役の任期は、定款第35条第2項の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
* まつもと やす ひこ 松本 靖彦 (昭和34年5月12日生)	平成16年4月 川田テクノシステム株式会社総務部次長 平成20年4月 同社経理部部長代理 平成24年7月 同社総務部部長 平成25年6月 同社監査役(現任) 東邦航空株式会社取締役総務部部長(現任)	—
東邦航空株式会社の取締役総務部部長を務めるとともに、川田テクノシステム株式会社の監査役として、豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、その経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. *は新任候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 松本靖彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 4. 松本靖彦氏は、東邦航空株式会社の取締役総務部部長であり、当社と同社との間には、受注業務で利用するヘリコプター運航に関する取引関係があります(同社の直近事業年度における売上高に対する当社の取引割合は1.8%)。また、同氏は川田テクノシステム株式会社の監査役であり、当社と同社との間には、設計業務で利用するソフトウェアの購入等の取引関係があります(同社の直近事業年度における売上高に対する当社の取引割合は4.6%)。このほか、同社は当社株式2.25%を有する株主であり、当社が保有する同社株式は3.49%であります。
 5. 松本靖彦氏が原案どおり選任された場合は、定款第42条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

【ご参考】

当社では、役員候補者の選任にあたり「役員候補者選任規定」を監査役会の同意の上、取締役会において決議し、当該規定に基づき役員候補者の選任を行っております。規定の概要を示すと次のとおりであります。

(1) 役員候補者の選任要件

役員候補者は、次に掲げる①～③の全ての要件を満たす者を選任し、かつ独立役員とする者に関しては④の要件も満たす者を選任する。

- ① 会社法上求められる役員の欠格事由に該当しないこと。
- ② 性別、年齢、国籍は問わず、役員としての優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者であること。
- ③ 役員として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であり、かつ当社以外に3社を超えて他の上場会社の役員を兼任していないこと。
- ④ 社外役員候補者のうち東京証券取引所が定める独立役員として届ける場合には、
(2) 独立性判断基準を満たす者であること。

(2) 独立性判断基準

社外役員候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ① 現在、当社または当社の子会社の役員及び使用人であってはならず、かつ、その就任の前10年間において、当社または当社の子会社の役員及び使用人であってはならない。
- ② 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記③から⑨までに掲げる者であってはならない。
- ③ 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ④ 当社または当社の子会社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを行っている者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑤ 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。）であってはならない。

- ⑥ 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑦ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑧ 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑨ 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。
- ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
- ⑪ 当社において、現任社外役員の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
- ⑫ その他、社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(3) 選任手続

役員候補者は、次に掲げる手続をもって選任し、株主総会に付議する。

- ① 取締役会において、各取締役から推薦を受け、役員候補者の選任要件に基づき決定する。また、監査役候補者の選任については事前に監査役会の同意を要する。
- ② 社外役員候補者は、現任の社外役員1名以上の推薦または同意を要する。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区駒込三丁目23番1号
当社 本社9階会議室



お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
2. 昨年から、株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。